

低所得子育て世帯生活支援特別給付金について

令和4年5月23日 議会運営委員会資料
健康こども部子育て支援課



物価高騰に伴う国の経済対策事業として、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給することとなったことを受け、当該給付金を支給するもの。

1 支給対象者

(1) ひとり親世帯分

- ア 令和4年4月分の児童扶養手当を受給している者
[申請不要]
- イ 公的年金等の受給により、児童扶養手当を受給していない者
- ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

(2) その他世帯分（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯）

- ア 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給している者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の者
[申請不要]
- イ 上記のほか、対象児童（18歳年度末までの子（障害児は20歳未満））の養育者であって、次のいずれかに該当する者
 - ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税の者と同様の事情にあると認められる者

対象者の考え方は令和3年度の同給付金と同じ

2 対象児童数

2,000人（推計）

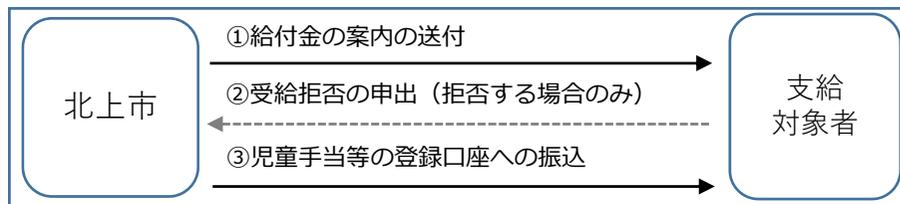
※対象児童数は過年度の支給対象者数1,699×1.15（百人未満の端数四捨五入）

3 支給額

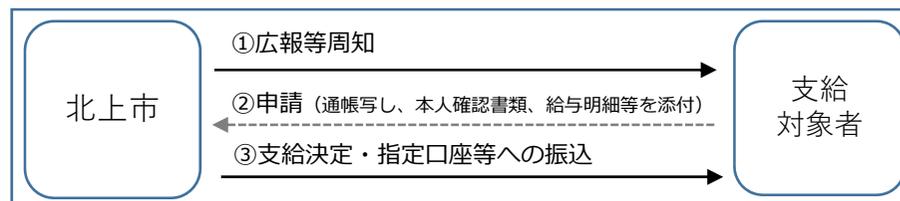
対象児童一人当たり 5万円

4 事業スキーム

(1) 申請不要の場合=積極支給



(2) 要申請の場合 ※申請期限R5.2.28



5 費用・市の財政負担

103,108千円 全額国庫負担（10/10）

報酬	1,044千円	会計年度任用職員報酬
諸手当	1,142千円	一般職時間外勤務手当等
共済費	193千円	会計年度任用職員共済費
旅費	117千円	会計年度任用職員費用弁償
需用費	224千円	消耗品、封筒印刷
役務費	388千円	郵券、振込手数料
扶助費	100,000千円	給付金@50,000円×2,000人

6 スケジュール

- 5月下旬 議会臨時会議
- 6月上旬 法規審査幹事会、要綱制定
- 下旬 給付案内・支給（ひとり親世帯分）
- 7月上旬 給付案内・支給（その他世帯分）
- 下旬 要申請者向け広報
- それ以降 要申請者の受付、審査、翌月を目途に支給